

「水道料金算定要領」見直しのポイントについて

1. 概要

水道料金制度は、水道事業体の経営基盤確保における要の制度であり、将来にわたり水道事業体が安定的かつ持続的な経営を行っていくためにも、検証や見直しを行っていく必要がある。

このため、水道料金制度に関する5つの重点検討事項を中心に、水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、幅広く具体的に検討し、「水道料金算定要領」の改定作業を行った。

改定にあたっては、従前の「要領」と「説明資料」からなる二部構成を抜本的に見直し、一体化を図るとともに、水道料金算定の流れを踏まえた構成に変更するなど、水道事業に初めて携わる方にも分かりやすい内容とした。

2. 重点検討事項について

(1) 水道法、水道法施行規則との整合について

「水道料金算定要領」は昭和42年7月に制定されたのち、数度の改定を経て、平成27年2月を最後の改定としている。

一方、平成30年12月の水道法改正及び令和元年9月の水道法施行規則改正の内容については、現行の算定要領には落とし込まれていないため、各法規則との整合性を図った。

(2) 資産維持費について

資産維持費の定義を法令改正に即して改めるとともに、資産維持率については、最新のシミュレーション結果等を踏まえ、全国の平均的な水道事業体が安定経営を確保出来る水準として最も妥当と考えられる3%を引き続き標準値として設定する一方、各水道事業体が、自ら策定した各種計画に基づき決定するものであることを明確にした。

(3) 総括原価の配賦方法について

安定した経営基盤の確保のためには、基本料金から十分な収入を確保する必要があるという基本的な考え方のもと、特別措置の取扱いについて見直しを行った。

具体的には、「基本料金の軽減措置」を特別措置から経過措置に変更するとともに、基本料金の軽減措置を更に推し進める「個別原価計算基準修正措置」については、記述を削除した。

また、「従量料金の差別料金制」については、均一料金制という原則への移行を促すため、特別措置から経過措置に変更するとともに、「従量料金の区画別料金制」に表記及び内容を改めた。

なお、「基本水量」については、「経過的に存置することはやむを得ない」という記述を削除した。

(4) 逓増料金制の設定基準について

人口減少等に伴い給水収益が減少し、大口需要者による節水や地下水利用が進む中、水需要の均衡確保を目的とする逓増料金制の意義は薄れていることから、「逓増料金制の設定基準」については、従前の参考資料としての扱いから経過措置として要領に移行し、内容を大幅に改めた。

具体的には、従量料金制は「均一料金制が原則」であることを改めて説明するとともに、その目的には「水利用に関する社会的要請に対応すること」を追加しつつ、経過措置として逓増・逓減を含む「区画別料金制」として定義付けを行った。

また、「水量区画の設定」については、「給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする」に改めた。

さらに、単価の上限については、逓増度の緩和傾向が生じている中、これを設ける必要性が乏しいことから、「限界費用」の記載を削除した。

(5) 加入金・負担金について

加入金制度については、設定当時、大口需要者等特定需要者の利益還元や水道需要の抑制などが目的として示されていたが、給水収益・給水人口ならびに給水量が減少している現代において、一部の事業者を除き、水道需要の抑制や特定需要者の利益還元を目的に加入金を徴収することが実態に則していない場合がある。

また、加入金設定当初に対象経費として設定された新規の水源開発や拡張施設関連経費の対象である開発事業や拡張事業が収束を迎えつつある状況も挙げられる。

このように、加入金徴収の目的や対象について再度整理、見直しが必要とされる状況で、加入金を引き続き徴収し、水道収益の一部とすることは、本来給水収益で供給費用をまかなうべき水道料金制度の在り方に反する場合も考えられる。

これらのことから、「加入金算定基準」の内容や考え方を整理し、事業者の実情を考慮した上で、経過措置として本文に記載することとした。